

令和5年度第2回グループホームいこいの森福井町運営推進会議プログラム
令和5年度第2回身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会

●日程表 令和5年4月27日（木曜日）14：00～

議題：行事報告・行事予定・介護事故報告・自然災害を想定したBCP策定のポイント

■行事報告

高知市の新型コロナウイルス感染症感染者の報告数が一定水準以下であることから4月より外出支援を再開いたしました。

1階 4/19（水） 土佐道路（ツツジ）周りで枝川公園（あやめと菖蒲）

2階 4/08（土） 桂浜花街道周りで仁井田かつお船（ソフトクリーム）

■行事予定

5月 外食

6月 あじさい見学及び外食

■介護事故

本期間中の介護事故はありませんでした。

■ご面会および外出支援再開のご案内

標記の件に付きまして、令和5年4月より、全ての外出支援を再開させていただきます。尚、リモート面会については遠方のご家族様等のニーズに対応するために引き続きZOOMにより行ってまいります。

■自然災害におけるBCP策定のポイント

-BCPとは？-（策定義務は2023年度末まで努力義務）

介護施設は日常生活上の支援が必要な者が多数入居しているため災害などによりライフラインが寸断されサービス提供の維持が困難となった場合、入居者の生命・身体に著しい影響を及ぼすおそれがあります。

近年、大規模災害の発生、感染症の流行が見られる中、介護事業所においては、それらに適切な対応を行い、利用者に必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築することが必須です。このような**緊急事態において、サービス提供が維持できるように**人材の確保や食品や飲料水、衛生用品、施設設備稼働などの確保を定めるBCP（事業継続計画）を策定することが有効であることから、運営基準の見直しにより、BCP策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施などが義務付けられました。今回は特に自然災害発生時におけるBCP策定について検討致します。

■自然災害を想定した BCP 策定の手順

< 1 > 正確な情報集約と判断ができる体制を構築

< 2 > 自然災害対策を「事前の対策」と「被災時の対策」に分けて、同時にその対策を準備

< 3 > 業務の優先順位の整理

< 4 > 計画を実行できるような普段からの周知・研修・訓練



自然災害時の BCP では、5つの段階があり、それぞれについて定めるべき項目が決まっています。

1. 総論

【体制の整備】

「基本方針の決定」と「指揮命令系統の確保」が重要。そのために、「どのような局面で」、「誰が」、「何を」すべきかを整理しておく。

【自施設の理解と被害の想定】

利用者の生命を守るために自施設の特徴やリスクを把握し、災害の種類や規模に応じた被害を想定しておく。

【災害時の対応内容を周知徹底】

被災時の「インフラ停止」「職員不足」などの状況下でも、利用者の生命を維持するための最低限の業務を「優先業務」として選定しておく。

【P D C A サイクルの実践】

作成した BCP の内容に関する研修や訓練を行い、最新の動向や訓練等で洗い出された課題を BCP に反映させるなど定期的な見直しを行う。

2. 平常時の対応

【自施設の安全対策】

想定する災害の種類に応じた点検・安全対策を建物・設備ごとに実施しておく。

【ライフライン等の事前対策】

被災時の対応や代替策を事前に検討し準備しておく。

【災害時に必要となる備蓄品等の確保】

被災時に必要となる「食料品」「看護、衛生用品」「日用品」「災害用備品」をリストに整理し、計画的に備蓄しておく。

3. 緊急時の対応

【初動対応の事前対策】

災害発生時の初動対応（安全確保・被害点検）を事前に検討。

【人命安全確保対応の徹底】

活動場面や活動場所を想定した、利用者や職員の安全確保と避難等についての対応策を、事前に検討し準備。

【重要業務の継続】

介護サービスを中断させない対応策や中断した場合の代替策、速やかに復旧させるための対応策を、「職員出勤率」や「ライフライン状況」等を踏まえ、時系列に整理しておく。

【復旧対応】

復旧作業が円滑に進むように、破損箇所の把握や各種業者の連絡先を、事前に整理しておく。

4. 他施設との連携

【連携体制構築の検討】

平常時から他施設・他法人と協力関係を築くことが大切。

1. 近隣の法人
2. 所属している団体を通じての協力関係の整備
3. 自治体を通じて地域での協力体制を構築 など

単に協定書を結ぶだけではなく、普段から良好な関係を作る。

【連携体制の構築・参画】

単独での事業継続が困難な事態を想定して施設・事業所を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておく。地域で相互支援ネットワークが構築されている場合は、それらに加入を検討する。

【連携対応】

連携協定に基づき被災時に相互連携支援できる事項を記載する。

避難先施設でも利用者が適切なケアを受けることができよう、最低限必要な利用者情報を「利用者カード」などにまとめておく。連携先と共同で行う訓練概要について記載する。

5. 地域との連携

【被災時の職員の派遣について】

社会福祉施設等は災害派遣福祉チームに職員を登録するとともに、事務局への協力、災害時に災害派遣福祉チームへの派遣を通じた支援活動等を積極的に行うことが期待されている。

【福祉避難所の運営について】

福祉避難所として運営できるように事前に必要な物資の確保や施設整備などを進める。また、受入にあたっては支援人材の確保が重要であり、自施設の職員だけでなく、専門人材の支援が受けられるよう社会福祉協議会などの関係団体や支援団体等と支援体制について協議し、ボランティアの受入方針等について検討しておく。

令和5年度第2回身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会

■身体拘束実施の報告

前回（R5.2）から今回（R5.4）まで身体拘束は行っていません。

■経済的虐待について

法では、第2条第5項で「高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること」と定義されています。次に記載されていることは、調査の結果、利用者又は家族が不快であったり悲しかったり、「経済的虐待を受けた」と感じている行為になります。

- 01 ヘルパーさんに金品を要求された。
- 02 出金日が決まっていて、好きなときにおろせない。
- 03 父は見聞きが満足に出来ないのに、かなり高額なテレビ使用量を取られている。
- 04 刺激を与える事を理由に、見てもいないテレビの利用料を1日630円も取られている。
- 05 不当な料金を請求されている。
- 06 事前連絡なしに、お小遣い預かり金でゴム印を購入されていた。
- 07 お風呂に入っていないのに、料金を取られた。

正当に必要な物品の購入代金等を請求しても、不当な請求を受けたと誤解されることがあるかもしれません。丁寧な説明を実施して納得を得ることは当然ですが、必要に応じて判断能力のある第三者の立会いを得たり、領収書等により金銭の受領経過が記録に残るようにしておくことが求められます。また、ご本人の利益が侵害される恐れがあると思われる場合は、地域福祉権利擁護事業や成年後見などの制度活用を助言するなど、積極的な権利擁護への支援を進めることも従事者には求められます。

万が一、判断能力の低下した高齢者ご本人やご家族などの事情につけ込んで、不当に金品を要求する行為があるとすれば、それは介護に従事するすべての専門職の信用を失墜させる重大な犯罪行為です。

集団生活となる施設等での金銭管理は、盗難防止や紛失などのトラブル防止の観点から大切な支援の一つです。しかし、人によっては、それを過剰に管理されていると感じる方も少なくありません。どのようなルールに基づいて管理を行うのかをご本人はもとより、第三者に対してもいつでも説明できる体制を整えておくことが必要です。一方的な管理の視点にたってしまうと、説明不足などを生じ、勝手な出費をしたといった誤解を招くことにつながります。また実際に認知症などにより日常的な生活費の自己管理が困難な方もいらっしゃるので、一律の対応ではなくその方の能力に応じた個別的な対応を心掛けていきたいものです。

■身体拘束廃止等の適正化の対策を検討する委員会議事録

開催日時：開催日時：令和 5 年 4 月 27 日 14 時～

出席者：委員長 代表取締役（森 裕）、介護職員（土居）、ご家族代表、地域包括支援センター職員（2名）、地域の代表（福井町町内会長）

<議事>

委員長より、前回開催の当該委員会より本日まで一切の身体拘束がなかったことを報告。日々、ケアを実践する中で、「法令上の虐待」を防止することはもとより、「不適切なケア」や「適切なケア」であっても、合意形成の不足により誤解が生じ、結果として、ご本人やご家族が不快に感じるケアについては、行わないよう、職員一人ひとりが心がけるとともに、施設全体で取り組むことが重要である事を学んだ。

令和5年第2回グループホームいこいの森運営推進会議議事録

開催日：令和5年4月27日（木曜日）午後2時00分～午後2時30分

出席者：施設代表（森）、グループホーム管理者（下司）、家族代表、薬剤管理（アトム薬局職員：薬剤師）、地域の代表（福井町町内会長）、地域包括支援センター職員（2名） 計 6名

※敬称略

検討テーマ等：行事報告、行事予定、事故報告、自然災害を想定したBCP策定のポイント

<参考資料 I > 行事報告

1階 4/19（水） 土佐道路（ツツジ）周りで枝川公園（あやめと菖蒲）

2階 4/08（土） 桂浜花街道周りで仁井田かつお船（ソフトクリーム）

<参考資料 I > 行事予定

5月 外食

6月 あじさい見学及び外食■介護事故

なし

■上記に対する意見

新型コロナウイルスの高知市内における報告数が一定水準以下であったことから3月より外出支援及び行事も通常通り（コロナ禍以前）行ったことを報告。外出支援も久しぶりであったことからご入居者様の笑顔がたくさん見られて感激した旨を報告。桜の時期を逃した為、ツツジの見学となったが施設前に大きな桜があるのでその桜で花見を楽しんだことを報告。町内会長からその桜が仙台屋桜と呼ばれていて牧野富太郎が命名したことを教えてくださった。行事予定についてもよっぽどの状況の変化がない限り、外出支援を行いたい旨を報告。委員の賛同を得た。尚、面会時間に制限はあるが、通常通りの面会を行っていることを併せて報告。

<参考資料Ⅱ>BCP 策定のポイント

1. 総論 (1) 基本方針 (2) 推進体制 (3) リスクの把握 ①ハザードマップなどの確認 ②被災想定 (4) 優先業務の選定 ①優先する事業 ②優先する業務 (5) 研修・訓練の実施 BCPの検証・見直し ①研修・訓練の実施 ②BCPの検証・見直し	2. 平常時の対応 (1) 建物・設備の安全対策 ①人が常駐する場所の耐震措置 ②設備の耐震措置 ③冰雪対策 (2) 電気が止まった場合の対策 ①自家発電機が設置されていない場合 ②自家発電機が設置されている場合 (3) ガスが止まった場合の対策 (4) 水道が止まった場合の対策 ①飲料水 ②生活用水 (5) 通信が麻痺した場合の対策 (6) システムが停止した場合の対策 (7) 衛生面（トイレ等）の対策 ①トイレ対策 ②汚物対策 (8) 必要品の備蓄 ①在庫量、必要量の確認 (9) 資金手当て	3. 緊急時の対応 (1) BCP発動基準 (2) 行動基準 (3) 対応体制 (4) 対応拠点 (5) 安否確認 ①利用者の安否確認 ②職員の安否確認 (6) 職員の参集基準 (7) 施設内外での避難場所・避難方法 (8) 重要業務の継続 (9) 職員の管理 ①休憩・宿泊場所 ②勤務シフト (10) 復旧対応 ①破損箇所の確認 ②業者連絡先一覧の整備 ③情報発信 【通所サービス固有事項】 【訪問サービス固有事項】 【居宅介護支援サービス固有事項】	4. 他施設との連携 (1) 連携体制の構築 ①連携先との協議 ②連携協定書の締結 ③地域のネットワーク等の構築・参画 (2) 連携対応 ①事前準備 ②入所者・利用者情報の整理 ③共同訓練
			5. 地域との連携 (1) 被災時の職員派遣 (2) 福祉避難所の運営 ①福祉避難所の指定 ②福祉避難所開設の事前準備

■上記に対する意見等

今回は策定が義務化される BCP の策定のポイントについて特に自然災害に絞って協議を行った。あらためて自施設の災害想定や備蓄品のチェックなど行いマニュアル（風水害）を更新する時期ではないかとの意見（震度想定や浸水想定）。旭町グループホームは施設 1F および隣接する介護付きホームいこいの森プラスが福祉避難所に指定されていることもあり、備蓄品が当該グループホームより充実していることを報告。当該グループホームは福祉避難所として指定できないのかとの意見もあったが施設面積の関係で避難スペースを確保できないことから指定は難しいことを報告。その他、前回に報告をしたベトナムからの技能実習生の受入の進展具合の質問が地域包括職員よりあった。残念ながら施設代表がベトナムまで行って面接まで行い 2 名の採用を予定していたが先方よりお断りの連絡があり、技能実習生の受入は中止となった。今後については職員の採用状況を鑑みて検討していきたい旨を報告。

通信欄

※次回運営推進会議は令和 5 年 6 月を予定しております。
 ※当該内容および運営推進会議プログラム内容は弊社ウェブサイトでもご覧いただけます。
 ※運営推進会議はどなたでも参加していただけます。参加を希望の方は下記までご連絡下さい。
 ※開催日については予め地域の代表、ご家族の代表、地域包括支援センターと調整させて頂き弊社ウェブサイトにて告知させていただきます。

運営推進会議議事録作成者・担当者 森 裕

■■運営推進会議参加連絡先■■
 〒780-0965 高知市福井町 1432-1 グループホームいこいの森福井町 TEL.088-855-9111
 ■■ウェブサイトのご案内■■
<http://www.151.ecweb.jp/index.html>
 ■■E-mailのご案内■■
snowforest151@gmail.com

高知市 いこいの森

検索